

貸 借 対 照 表

令和4年3月31日

(単位 円)

資 産 の 部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固 定 資 産	512,727,779	521,314,564	△ 8,586,785
有形固定資産	484,747,169	502,277,345	△ 17,530,176
土 地	81,728,530	81,728,530	0
建 物	327,429,988	342,678,324	△ 15,248,336
構 築 物	26,923,524	28,168,926	△ 1,245,402
機 器 備 品	7,554,316	7,726,754	△ 172,438
図 書	149,590	149,590	0
車 輜	764,001	1,628,001	△ 864,000
建 設 仮 勘 定	40,197,220	40,197,220	0
特 定 資 産	26,887,282	18,887,251	8,000,031
退職給与引当特定資産	487,226	487,217	9
減価償却引当特定資産	15,000,000	10,000,000	5,000,000
設備充実引当特定資産	9,000,000	6,000,000	3,000,000
役員退職金引当特定資産	2,400,056	2,400,034	22
その他の固定資産	1,093,328	149,968	943,360
電 話 加 入 権	149,968	149,968	0
ソ フ ト ウ エ ア	943,360	0	943,360
流 動 資 産	112,379,652	118,109,985	△ 5,730,333
現 金 預 金	89,855,362	110,468,513	△ 20,613,151
未 収 入 金	20,747,132	6,266,870	14,480,262
前 払 金	800,000	800,000	0
販 売 用 品	977,158	559,002	418,156
立 替 金	0	15,600	△ 15,600
資 産 の 部 合 計	625,107,431	639,424,549	△ 14,317,118

貸借対照表

令和4年3月31日

(単位 円)

負債の部			
科目	本年度末	前年度末	増減
固定負債	84,719,226	89,975,217	△ 5,255,991
退職給与引当金	487,226	487,217	9
長期借入金	84,232,000	89,488,000	△ 5,256,000
流動負債	24,688,114	11,705,975	12,982,139
未払金	18,782,978	4,442,633	14,340,345
前受金	0	975,000	△ 975,000
預り金	649,136	1,032,342	△ 383,206
短期借入金	5,256,000	5,256,000	0
負債の部合計	109,407,340	101,681,192	7,726,148
純資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増減
基本金	488,401,124	478,999,588	9,401,536
第1号基本金	481,401,124	471,999,588	9,401,536
第4号基本金	7,000,000	7,000,000	0
繰越収支差額	27,298,967	58,743,769	△ 31,444,802
翌年度繰越収支差額	27,298,967	58,743,769	△ 31,444,802
純資産の部合計	515,700,091	537,743,357	△ 22,043,266
負債及び純資産の部合計	625,107,431	639,424,549	△ 14,317,118

注 記

1. 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

徴収不能引当金

…学校法人会計基準第38条の規定により徴収不能引当金は計上していない。

退職給与引当金

…退職金の支給に備えるため、期末要支給額 71,765,476 円から、一般社団法人鳥取県私学振興会よりの交付金相当額を控除した額の100%を計上している。

(2) その他の重要な会計方針

有価証券の評価基準及び評価方法

…移動平均法に基づく原価法である。

たな卸資産の評価基準及び評価方法

…最終仕入原価法に基づく原価法である。

給食その他教育活動に付随する活動に係る収支の表示方法

…補助活動に係る収支は総額で表示している。

2. 重要な会計方針の変更等

なし

3. 減価償却額の累計額の合計額

85,048,627 円

4. 徴収不能引当金の合計額

0円

5. 担保に供されている資産の種類及び額

担保に供されている資産の種類及び額は、次のとおりである

土地	81,728,530円
建物	327,429,988円

6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額

89,488,000円

7. 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策 第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

固定資産明細表

令和3年 4月 1日から
令和4年 3月31日まで

(単位 円)

科	目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却額の累計額	差引期末残高	摘 要
有形 固定 資産	土地	81,728,530	0	0	81,728,530	0	81,728,530	
	建物	373,052,737	0	0	373,052,737	45,622,749	327,429,988	
	構築物	43,838,406	1,856,776	0	45,695,182	18,771,658	26,923,524	
	機器備品	19,082,087	1,345,400		20,427,487	12,873,171	7,554,316	
	図書	149,590	0	0	149,590	0	149,590	
	車両	8,545,050	0	0	8,545,050	7,781,049	764,001	
	建設仮勘定	40,197,220	0	0	40,197,220	0	40,197,220	
	計	566,593,620	3,202,176	0	569,795,796	85,048,627	484,747,169	
	退職給与引当特定資産	487,217	9	0	487,226	0	487,226	
	減価償却引当特定資産	10,000,000	5,000,000	0	15,000,000	0	15,000,000	組入れ
設備充実引当特定資産	6,000,000	3,000,000	0	9,000,000	0	9,000,000	組入れ	
役員退職金引当特定資産	2,400,034	22	0	2,400,056	0	2,400,056		
計	18,887,251	8,000,031	0	26,887,282	0	26,887,282		
その 他の 固定 資産	電話加入権	149,968	0	0	149,968	0	149,968	
	ソフトウェア	0	943,360	0	943,360	0	943,360	
	計	149,968	943,360	0	1,093,328	0	1,093,328	
	合計	585,630,839	12,145,567	0	597,776,406	85,048,627	512,727,779	

借入金明細表

令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで

(単位 円)

借入金	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	利率	返済期限	摘要
長期借入金	公的金融機関						
	市中金融機関	89,488,000	0	0			
	小計	89,488,000	0	0			
	山陰合同銀行	89,488,000	0 ※	5,256,000	84,232,000	1.50%	2039年3月10日 国舎建築資金、担保土地、建物
短期借入金	公的金融機関						
	市中金融機関	0					
	小計	0					
	その他	0					
合計	89,488,000	0	0 ※	84,232,000			
長期借入金	公的金融機関						
	市中金融機関	0					
	小計	0					
	その他	0					
短期借入金	公的金融機関						
	市中金融機関	5,256,000	※ 5,256,000	5,256,000	5,256,000		
	小計	5,256,000	※ 5,256,000	5,256,000	5,256,000		
	その他	0					
合計	94,744,000	※ 5,256,000	※ 5,256,000	89,488,000			

基本金明細表

令和 3年 4月 1日 から
令和 4年 3月31日 まで

(単位 円)

事 項	要 組 入 高	組 入 高	未 組 入 高	摘 要
第1号基本金				
前期繰越高	566,743,588	471,999,588	94,744,000	
当期組入高				
1. 構築物				
物置購入に係る組入	126,576	126,576		
看板設置に係る組入	90,200	90,200		
築山造成工事に係る組入	1,640,000	1,640,000		
小 計	1,856,776	1,856,776	0	
2. 機器備品				
パソコン、ipad他購入に係る組入	723,580	723,580		
中古エレクtoon購入に係る組入	158,000	158,000		
遊具下安全マット購入に係る組入	378,000	378,000		
オゾン発生器他購入に係る組入	85,820	85,820		
小 計	1,345,400	1,345,400	0	
3. ソフトウェア				
登降圏管理システムに係る組入	943,360	943,360		
小 計	943,360	943,360	0	
4. 過年度未組入に係る当期組入				
園舎建築に係る借入金返済に伴う組入		5,256,000	△ 5,256,000	
小 計		5,256,000	△ 5,256,000	
計	4,145,536	9,401,536	△ 5,256,000	
当期末残高	570,889,124	481,401,124	89,488,000	
第4号基本金				
前期繰越高	7,000,000	7,000,000	0	
当期末残高	7,000,000	7,000,000	0	
合 計				
前期繰越高	_____	478,999,588	94,744,000	
当期組入高	_____	9,401,536		
当期末残高	_____	488,401,124	89,488,000	

学校法人にしき幼稚園
財産目録
(令和4年3月31日)

資産の部

(単位: 円)

科	目	摘	要	本 年 度 末		
1. 基本財産				484,747,169		
土	地	園地	6,361.00平方メートル	81,728,530		
建	物	園舎	1,397.19平方メートル	327,429,988		
構	築	物	看板、遊具等	26,923,524		
機	器	備	品	パソコン、複合機、机椅子等	7,554,316	
図	書		絵本等	149,590		
車	輛		マイクロバス2台	764,001		
建	設	仮	勘	定	第二幼稚園設立予定地 4,179平方メートル	40,197,220
2. 運用財産				27,980,610		
		退職給与引当特定資金	定期預金	487,226		
		減価償却引当特定資金	預金	15,000,000		
		設備充実引当特定資金	預金	9,000,000		
		役員退職金引当特定資金	預金	2,400,056		
		電 話	加 入 権	149,968		
		ソ フ ト ウ エ ア		943,360		
3. 流動資産				112,379,652		
現	金		手持現金残高	340,691		
預	金		普通預金・定期預金 (山陰合同銀行) 通常貯金・定額(郵便局)	89,514,671		
未	収	入	金	施設等利用給付費、補助金、退職金社団収入他	20,747,132	
前	払	金		第二幼稚園設立予定地分前払金他	800,000	
販	売	用	品	販売用品棚卸原価	977,158	
資 産 の 部 合 計				625,107,431		

負債の部

科	目	摘	要	本 年 度 末	
1. 固定負債				84,719,226	
		退職給与引当金		487,226	
		長 期	借 入 金	84,232,000	
2. 流動負債				24,688,114	
未	払	金		所定福利費、教材、消耗品費、販売用品、給食費他	18,782,978
預	り	金		源泉所得税他	649,136
短	期	借	入	金	5,256,000
負 債 の 部 合 計				109,407,340	

正味財産

差 引 正 味 資 産		515,700,091
-------------	--	-------------

独立監査人の監査報告書

令和4年6月4日

学校法人 にしき幼稚園
理事会 御中

里見公認会計士事務所
大阪府大阪狭山市西山台3丁目17-3
公認会計士 里見喜隆

監査意見

私は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、平成28年6月3日付け鳥取県告示第399号に基づき、学校法人にしき幼稚園の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人にしき幼稚園の令和4年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、学校法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載事項

その他の記載内容は、平成28年6月3日付け鳥取県告示第399号に基づく貸借対照表、収支計算書、その他財務計算に関する書類に含まれる情報のうち、計算書類及びその監査報告書以外の情報である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者および監事の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続法人の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続法人に関する事項を記載する必要があると判断した場合には、当該事項を記載する。

監事の責任は、学校法人の財務報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は内部統制の有効性について意見表明するものではない

が、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続きを立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続法人を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する注記が付されている場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、学校法人は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

学校法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

学校法人 にしき幼稚園

理事長 伊達文代 殿

作成日 令和4年5月23日

監事 梅林 均 

監事 松浦 敏寛 

学校法人にしき幼稚園の令和3年度（令和3年 4月 1日から令和4年 3月31日）における資金収支計算書、人件費支出内訳表、事業活動収支計算書、および貸借対照表（固定資産明細書、借入金明細表、基本金明細表を含む）、財産目録について監査を行った。

監査の結果、上記の計算書類が学校法人 にしき幼稚園の令和4年3月31日現在の財政状態をおよび同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認める。

また、理事の業務内容について監査を行った。理事会の開催、評議員会の開催が適切に行われ、議決事項が議事録に適切に記載されているものと認める。

以上